

令和4年6月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月27日（月） 14時55分 ～ 16時50分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 北 原 省 治 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 古 川 大 |
| 同 | 安 原 三 紀 子 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議事
- 令和3事業年度事業状況及び決算（案）
- (1) 審査支払会計及び保健医療情報会計等
- (2) 財政調整等特別会計（前期高齢者特別会計、後期高齢者医療特別会計等）
- (3) 本部監事監査結果報告
- 2 報告事項
- (1) 役員選任の認可
- (2) 理事長特任補佐の辞職
- (3) 懲戒処分
- (4) 在宅審査用のノートPCの導入

- (5) 令和3年度の支払基金の取扱状況
 - ア 診療報酬等確定状況（令和3年4月診療分～令和4年4年3月診療分）
 - イ 審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）
 - ウ 特別審査委員会の審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）
- (6) 令和4年度委託金の状況
- (7) 令和3年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況
- 3 定例報告
 - (1) 令和4年4月審査分の審査状況
 - (2) 令和4年5月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和4年4月理事会議事録の公表
- 4 その他
 - 令和4年6月期末手当及び勤勉手当

5 議事内容

（理事長）

それでは、定刻より少し早いですが、出席予定の方が全員お集まりですので、ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、北原理事、古川理事にお願いをする。

また、本日は、被保険者代表の福田理事、診療担当者代表の松本吉郎理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、14名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

最初に、4月理事会において、被保険者代表の理事として選任いただいた小林司氏について、5月20日付をもって厚生労働大臣の認可を受け、本理事会から出席をいただいているので、ご挨拶をいただく。

（小林理事挨拶）

（理事長）

それでは、議事に入る。

令和3事業年度事業状況及び決算案について、お諮りをする。

初めに、(1)審査支払会計及び保健医療情報会計等について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和3事業状況及び決算（案）に係る令和3事業年度事業状況を報告の上、審査支払会計事務費勘定の収入支出状況、決算の概況、退職給付引当預金への繰入計画、保健医療情報会計社会保障・税番号制度勘定の決算の概況、収入支出内訳、社会保障・税番号制度準備勘定の決算の概況、収入支出内訳、医療機関等情報化補助関係特別会計医療情報化支援基金勘定の決算の概況、収入支出内訳を説明。

（理事長）

審査支払会計及び保健医療情報会計等の事業状況及び決算の案について質問、意見等があればご発言ください。

（保険者代表理事）

1点、要望させていただきたい。

スライド29の令和3年度収支剰余のところである。

剰余金が19.3億円生じたということであり、これを退職給付引当預金に5.4億円ほど繰り入れるということである。この取扱いについて説明があったが、従来、決算剰余金については、保険者、支払側との約束で、翌々年度の審査支払手数料の中に充てると認識しているが、令和3年度は、退職給付引当預金に繰り入れるということであった。

先ほどの説明にもあったように、現在、支払基金は保険者団体と手数料階層化等に向けたワーキンググループを実施しており、その中で、来年度に向けて検討していく中で、これも入れて当然検討していくという話があった。私どもも、この退職給付引当預金についての必要性は十分に認識している。来年度ということであり、今年度、時間がそんなにあるわけではないが、検討していくということをぜひ、異論のないように取扱い願いたい。

（事務局）

説明の中でも話しをさせていただいたが、保険者とのワーキングでは、今の支払基金の財政状況を踏まえ、手数料の階層化に向けてどのような決算をもとにどのような予算をつくっていくかということを検討している。このことについても、引き続き手数料協議に向けて検討していき、予算でどのように取り扱うかについてはワーキングで検討した上で、保険者と協議した上で、理事会でお諮りするという段取りになるかと思う。

(保険者代表理事)

よろしく願います。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

教えていただきたいという観点で、お答えいただければと思う。

スライド22の感染症・災害・事故等のリスク管理の強化という中で、事業状況報告書本文38ページには、災害発生時のBCPのことが書かれていたかと思う。検討を行ったということだが、これは策定されたのかどうか、進捗状況を念のため教えていただきたいというのが1点。

あと3点あるが、スライド20のレセプトのオンライン化の推進ということで、このような対応を行っていただいていること、ぜひ進めていただければ思う。

それから、スライド16は本文も同じことを書かれていたが、「審査に関する苦情等相談窓口の対応」の残る11事例については引き続き速やかに検討とあった。これは、今現在もそういう状況なのかどうか、教えていただければと思う。

最後、スライド14は本文も随分しっかり報告いただき、本文だと27ページから人事制度をはじめ、様々な改革を進行されているということで、非常に支払基金に対する期待は大きいということ、かつこれだけの大きな役割を担っていくというときに、協会けんぽや日本年金機構、当時の社保庁改革のことを思い出したが、このような時こそ中央も地方も現場も皆さん一丸となっていくことが、これから非常に大事だと思っている。全部本文は見直しを行ったというような記述だったと思うが、人事制度の見直しなどの協議は円滑に進んでいるのかどうか、民間企業でも、ここまで見直すというとは相当大変だと思うが、今の状況、進捗などを教えていただけたらと思う。

ぜひここは円滑に進めていただきたいという点である。

(理事長)

事業継続計画については、原案を策定して、今、監督官庁の厚生労働省と協議をしているところである。

制度的な問題を検討した上で、原案については、また理事会で皆さまにご説明をさせていただきたいと考えている。

最後の労働条件等に関することは、スライド14に書いてあるような、今回、審査事務の集約に伴い、多くの職員に転勤をしてもらう必要があるこ

とから、転勤に伴う住居手当、長距離通勤になった場合の通勤手当の充実、また、時差出勤制度、フレックスタイム制導入、転勤をする職員については、特に生活の本拠を離れて転勤をする職員に対する手当の新設などをすることにしており、これは昨年7月の段階で労働組合とも協議をして、基本的な内容について合意をしているという状況である。

(事務局)

スライド16の審査に関する苦情相談窓口の対応について、直近のものでは残る11事例のうち、7事例については整理が終わっている。残り4事例については、支部と調整中の状況である。

(被保険者代表理事)

ありがとうございます。

円滑に、円満に、本当にこれからが大事だと思っているので、ぜひよろしく願います。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

今の関連で少し質問をさせていただければと思う。

14スライドの人事制度の部分で、令和3年8月の理事会だったと思うが、先ほど理事長からご説明があったとおり、時差とフレックスと、通勤、住居、さらに異動手当について、基本的に7月時点で労使合意をされたという報告をいただいていると思う。

その一方で、上の部分にある役割と組織の規模に応じた職務等級制度、役職手当の再編及び給料表の見直し、ここは実施と書かれており、本文を見ても見直したという表現になっているが、この部分については、多分この1年間で報告を受けた記憶が、あまり私自身がなかったもので、この点については、労働組合との合意等されて、恐らくこの10月からの組織体制の見直しに向けて実施をしていく内容だと思うが、現在、こういった状況になっているのかということをお伺いできればと思う。

(事務局)

この点については、現在、10月からの実施に向け、具体的な細部の取扱いについて労働組合と最終的な合意に向けて、調整中である。

(被保険者代表理事)

現在、労働組合と協議をしているということか。

(事務局)

労働組合と協議中である。

(被保険者代表理事)

もう6月末であり、10月まであまり時間がなく、私は労働組合の立場も含めて申し上げると、今回10月の非常に大きな組織変更があり、皆さん、職員の方が大きく異動される、その中で制度も大きく変わるということになると、やっぱり働いている方のモチベーションを含めて、そこは気になるところであり、しっかりと労働組合とも協議をいただいて、円滑にこの10月にスタートできるように、進めていっていただければと思う。

(理事長)

ご指摘を踏まえて、しっかりと調整をしていきたいと思う。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

特段の質問、意見等がないようであれば、ただいま審議いただいた、審査支払会計、保健医療会計等の事業状況及び決算について、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

特段の異議なしと認め、原案のとおり決定する。

続いて、議事(2)財政調整等特別会計について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

財政調整等特別会計（前期高齢者特別会計、後期高齢者医療特別会計等）について、事業費勘定に係る収入支出予算と決算内訳、損益計算書、貸借対照表、収入支出内訳等を説明。

(理事長)

ただいまの前期高齢者特別会計、後期高齢者医療特別会計等の特別会計について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただく。

先ほど、議決をいただいた各決算について、審査支払会計と保健医療情報会計については、支払基金法を根拠とした規定に基づき、厚生労働大臣宛提出することとする。

また、医療機関等情報化補助関係特別会計並びに後期高齢者特別会計以降のこれら支払基金法以外の法律に基づく決算等については、それぞれの規定に基づき、厚生労働大臣に提出の上、承認を受けるということとなっており、手続を行うこととする。

なお、財産目録、事業状況報告書については、支払基金ホームページにも掲載するほか、基金本部に備え置くこととしている。

続いて、議事(3)本部監事監査結果報告について、公益代表監事から報告をする。

(公益代表監事)

去る6月10日、17日の両日、本部において決算及び業務に関する監査を行った結果について、報告する。

スライド63をご覧ください。

まず、令和3事業年度の決算監査については、審査支払会計ほか各会計の事業状況報告書は、法令及び定款に従い、当支払基金の状況を正しく示しているものと認められ、併せて各会計における財産目録、財務諸表及び附属明細書についても、規程等に従い適正に処理されているものと認められる。

また、外部監査法人であるトーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認められる。

なお、監査法人からは、今回の決算において、各会計の財務諸表などにつき、法令規定等に従って作成されていると認められるとの報告を受けている。

続いて、スライド64をご覧ください。

令和3事業年度の業務監査については、3点につき意見を述べさせていただく。

1点目は、10月の審査支払事務集約について、その円滑な移行に向け、審査支払事務のオペレーション、新体制下での組織運営はもとより、関係先

への対応、人事労務面での対応に留意した万全の対応をお願いしたいということ。

2点目は、過年度監事意見書の中で、災害対応態勢の見直し及び継続的なレベルアップの必要性について指摘を行っているところだが、それに対する早急な対応、そして内部統制システムについて、これまでの各委員会・部会等の体制構築、規程・マニュアル・各種チェックシート等の整備を通じた理解・定着をベースとして、より実効的なシステムとなるよう、継続的な運用と見直し・改善をお願いしたいということ。

3点目は、コンプライアンス遵守、情報セキュリティー対策、災害時の安否確認等、全役職員がその趣旨を理解し対応すべき事項については、継続的な取組を通じて、さらなる徹底に努めていただきたいということ。

以上の3点を業務監査結果としている。

(理事長)

本部監事監査結果報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、報告事項に移る。

報告事項の(1)役員選任の認可については、先ほど冒頭説明させていただいたので、次の(2)理事長特任補佐の辞職について報告する。

今般、理事長特任補佐の日原が厚生労働省人事により、本日付をもって辞職することとなったので報告する。後任人事については、改めて来月お諮りをしたいと考えている。

次に、埼玉支部において発生した懲戒処分の事案について、事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

懲戒処分について、事案の概要（経緯）被処分者の所属・職務及び処分量定、再発防止策等を説明。

(理事長)

懲戒処分の事案について、質問、意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

今日、これまでの報告の中でも、支払基金改革を10月に向けて業務がピークになっているところと、先ほどの業務監査の中でもそういった状況も

踏まえて法令遵守した業務に当たっていただきたい旨の指摘があった。このような事案が起こったとき、適正な処分と、再発防止はしっかりやるべきであるが、それに加えて、背景を確認するということが非常に大事だと思っている。改革に向けての業務がピークで、管理職側も働く側も、緊張感を持った状態で業務を遂行している中で起こっていることではないかと見ている。どこかで起こったことは、他でも起こり得るという観点から背景をしっかり捉えることが肝要ではないかと考えるので、この報告は受けた上で、根本が何かというところをぜひ捉えていただきたいと思う。

(事務局)

このようなことがないように、これからアンケートなどを含めて、ハラスメントの芽を早期に摘むように対応していきたいと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

(保険者代表理事)

ただいま被保険者代表理事がおっしゃった通りだと私も思う。

一方これに対し事務局から「今後このようなことが無いように」とのコメントがあった。言葉尻を捉えるつもりは全く無いが、寧ろ「このようなことは今後もありうる」という前提に立たないといけないのではないか、と思う。業務負荷や緊張感が高まり、そのためストレスも高まるというのは今だけに限ったことではない。一方で職場には一定の緊張感も必要。状況が変化する下で適度な水準を超えてしまうことは今後も起こり得る、という認識に立たないと、事案の背景もつかみ難いように思える。どのような対策をとっても、リスクがゼロになることは、恐らくあり得ないだろう。特に本件の類については。対策をとったから大丈夫、とはくれぐれも考えないほうがよいと思う。

(理事長)

ご指摘については、仰るとおりである。今、申し上げたような対策を講じたからといって、必ずなくなるということではなくて、リスクはいろいろなところにあると思っている。

ただ、私も感じているところで言うと、かなり年配の管理職の部下に対するリーダーシップの取り方というものが、非常に体質的に古いところがあり、叱ったり、叱責したりして仕事をさせるというところがある。私からも言っているが、今後はそういうのではなくて、新しいリーダーシップの在り方、いかに職員の士気を喚起しながら進捗管理をしていくかと、

意識改革をしていかなければいけないと思っている。

重ねて支部長にこのようなハラスメントが起こっており、支部長にその意識改革を徹底するということはもちろんであるが、先ほど申し上げた趣旨は、リスクが完全になくなるということはないので、定期的なアンケートなどによってハラスメントというレベルに至る前に、その芽をできるだけ早期にキャッチをして、本部と地方組織が共有して早い段階で改善の措置を講じていきたい。そういう趣旨でハラスメント窓口が近くにあるとか、そういうことを事務所の各階に必ず掲示をしたり、あるいは本部、支部の相談窓口のほかに弁護士事務所という外部相談窓口も設けているわけであるが、さらに、なかなか口に出して言いにくいことについてはアンケート等で把握をして、先ほどからご指摘いただいているようなリスクは、至るところにあるかとは思っているので、早めにそれを把握して改善に結びつけていきたいと考えている。これは、組織を挙げてしっかりと取り組んでいきたいと思っている。

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

報告事項の(4)在宅審査用のノートパソコンの導入について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

在宅審査用のノートPCの導入について、目的、配布方針、在宅における審査の対象用務、執務環境、職員及び審査委員との連携、審査可能時間、使用するノートPC、在宅で行うためのセキュリティ対策、支部別配布台数等を説明。

(理事長)

在宅審査用のノートパソコンの導入について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

確認させていただきたい。まず、本件の考え方としてはコロナの感染拡大時「等」となっているが、「等」のケースとして自然災害、例えば、大地震とか洪水とかによって交通手段が遮断されたようなときでも、審査委員会が必要最低限成立できるような体制を取る。そのためのノートパソコン

ンの配付だと、このように理解してよろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(保険者代表理事)

そうしたニーズは、審査委員も職員も、関係者全員が理解していることが前提としてある。そして非常時に在宅で審査を行うために必要な台数が地区毎に何台なのか、というのが基本の考え方となるが、まずは実際に日常的にそのような状態に慣れていただかないといけないので、希望される方から配布することとしたと。このような流れで理解しておけばよいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(保険者代表理事)

承知した。

(事務局)

補足になるが、今回の台数の配置については、新型コロナの感染状況、非常事態宣言、まん延防止法等措置、こういった地域へ優先的に多めの台数を配付している。

今回の在宅審査は、主に新型コロナウイルスの感染対応時が、今でもまだ起こっている最中であり、そういったことを踏まえ、実際に今後47都道府県に台数を配置する上では、これまで緊急事態対応としてまん延防止等措置がいろいろ出た地区を少し多めに配付させていただいているところである。

(保険者代表理事)

それが一番いいやり方かどうかは分かりかねるが、事務局の考え方としては理解した。

(理事長)

他に、質問、意見等あればご発言ください。

(被保険者代表理事)

5月中旬で1,350台を配付されたということだが、アンケートを見る限り在宅審査を希望されている方はまだまだいらっしゃるということもあり、

先ほどのコロナ以外にも様々災害が起こるというリスクもある。さらには10月からは、今検討されている職員の方も在宅での事務を行っていくということを踏まえたときに、今後のPCの導入計画というか、導入予定というか、それはどうなっているのかお伺いしたい。

(事務局)

まずは、先ほど少し紹介をさせていただいたが、まずは実施状況を把握したいと考えている。今後拡大に関してという話だと思うが、実際、経費面の話もあり、今後、検討はさせていただきたいと思っている。現段階では、こういう状況でございます。

(理事長)

災害という話があったが、例えば、東日本大震災のような場合で、レセプトコンピューターが壊れたとか、あるいは津波でレセプトが流されたというときは、概算払いでそもそも審査は行わない。そういう場合には受け付けて預かったレセプトについても、被災地では事実上審査事務が実施できない。東日本大震災のときも宮城、福島の紙レセプトを大阪に運んで、大阪で事務処理を行ったが、通常審査は実施できないので、大規模災害のときには、電子レセプトはコンピューターのチェックがついたものを剥がして、必要な範囲で算定ルールに関するもので一部できるところは行うが、基本的には、通常審査はできないと考えていただいたほうがよい。もちろん災害にもよるが、小さな災害であれば一部もちろん審査はできるが、これまで起こったような阪神淡路大震災や東日本大震災のときに通常審査業務、審査委員による審査は、ほぼ困難だと思っている。

今、問題になっているのは、むしろ感染症による問題が起こった時に、厚生労働省からは、我々は緊急事態宣言下であっても事業継続を求められる事業者ということであり、事業はやめられない一方で厚生労働省からは、7割在宅勤務をと強く要請を受けたが、現状のように端末を家に持って帰れない状況では、多くの職員は在宅勤務ができなかった。したがって、今回の基本的な考え方としては、集約拠点で審査事務をする職員には全員ノートPCを配って、いざというときには、在宅で勤務できるようにした。そのほか、子供の養育や親の介護とかで、在宅でどうしても勤務したいという職員も対象にして在宅勤務を始めるようにしている。

一方で、審査委員の先生方については、直ちに全ての方に、在宅用のパソコンを配布するという予算的にそこまでの手当ができなかったため、どういう方から配布するといったときに、いざ、新型コロナの感染拡大が起こったときに配付をすると、ふだんは使わないので積んでおきますということで、多くの費用をかけるというのは、非常になかなか理解が得られな

いということで、ふだんから使っていただける方に優先的に今回は配布させていただいた。それが、先ほど申し上げたように、事務所に来るまで非常に長時間かかるとか、あるいは毎日病院が終わって毎晩少しずつ事務所に来ては審査をしていただいている、何回もそういう勤務をしている、審査のために事務所に来ていただいている審査委員の先生にまず配付をさせていただいた。それ以外の部分については、先ほど事務局から申し上げたように、これまで緊急事態宣言とかまん延防止等措置が頻繁に出ている地域に少し多めに配付をさせていただくということにさせていただいたということである。災害といっても今回のような感染症対応で、業務ができない状態ではないが、感染防止のために出て来られないということを今回念頭に置いているということである。

大規模災害が起こった場合の対応については、これはまさに事業継続計画で検討しているが、被災地で審査委員の先生方が被災している状況で言えば、診療行為等を優先してやっていただいている状況の中で、事務所に来て審査をしていただくとか、あるいは在宅で審査をするというのはなかなか難しいことであり、事業継続計画の中でもどのように処理するのかというのを検討させていただいているが、少しその点を分けて考える必要があると思っている。

(保険者代表理事)

ただいまの、理事長のお話で、理解が深まったと感ずる。であるならば、ここで書かれている非常時というのは、どういう場面を想定しているのかということをも具体的に示していただきたい。

感染症拡大時を特に念頭に置いている、という話ならば、まずは希望者に配付するというのが考え方として如何なものか。まずは想定した非常時において審査や審査委員会が可能となる必要最小限の台数は何台なのか、という考え方があるべき。それがなかなか掴みづらいから、希望者に配布することから始めて、必要台数を探り当てようと考えている、というのなら一定理解は出来る。

要するに、全員に配布しても結局活用しないなら無駄であり、希望者にものみ配布しても非常時に不足するなら意味が無い。希望者への配布そのものを否定するわけではないが、その前提となる、想定する非常時における在宅発動ケースに基づいた配布の考え方を整理するべきと考える。

(理事長)

ご指摘を踏まえて感染拡大時には、今お配りしている平時のものプラスアルファで、これまで緊急事態宣言とかまん延防止等措置が発動されている地域については、ご希望の先生方にできるだけ幅広く在宅でやっていた

だけるようにしていきたいと思っている。

先ほどのスライド76にアンケート調査が出ているが、これは、先ほど申し上げた新型コロナの感染拡大時とか、在宅でやりたいという方の希望を取ったということであり、希望者全員といっても、現実問題は、事務所のパソコンのほうが、非常に大きくて見やすいというのがあり、文字が小さく自分は見にくいからいいよとおっしゃる先生もおられますし、いろんな条件がございますので、実際にそのような事態になったときには、ご希望と客観的な状況を踏まえて実施していくようにしていきたいと思う。

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

今の意見とは逆行するかもしれないが、これを機会に感染とか非常時だけではなくて、平時でも在宅で審査ができるようにというふうに進めていただきたい。

というのは、地域性もあるかもしれないが、なかなか審査委員を、やりたがらないというと、ちょっと語弊があるが、非常に敬遠される方が多い。その中で一番多いのは、やはり時間を取られる、審査委員会に出るのに、時間が取られる。在宅でやるならば、それほど時間がかからないからやりやすい。これからはそういうふうな流れになっていくのではないかなと思うので、考慮に入れていただきたいと思う。

そうすると、次に問題になるのが、セキュリティー対策であるが、私は、審査委員1人1台PCがあればいい。むしろそう思っている。それぞれにセキュリティーをかけていただく。そういう方向も一つ考慮に入れていただきたい。これは、要望というか希望でも結構であるので、診療側にはそういう意見もあるということでお聞きいただきたいと思う。

(理事長)

今回も事務所に行くのに時間がかかる先生方には、優先的に配付をさせていただいている。将来的には、今、先生がおっしゃったように、そういう先生方にできるだけ在宅で審査をしていただけるようにしていきたいと思っている。

ご指摘に感謝申し上げます。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

報告事項(5)令和3年度の支払基金の取扱状況、アの診療報酬等確定状況（令和3年4月診療分～令和4年3月診療分）について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

診療報酬等確定状況（令和3年4月診療分～令和4年3月診療分）について説明。

(理事長)

令和3年度の診療報酬等確定状況について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

続いて、イ審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）について報告する。

-----事務局から資料説明-----

審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）」について説明。

(理事長)

令和3年度の審査状況について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

続いて、ウ特別審査委員会の審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

特別審査委員会の審査状況（令和3年5月審査分～令和4年4月審査分）について説明。

(理事長)

令和3年度の特別審査委員会の審査状況について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段、質問がないようであれば、時間もかなり経過しておりますので、お手元の資料、報告事項2(6)令和4年度委託金の状況、(7)令和3年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況、定例報告に入るところであるが、説明を省略させていただくので、後ほど資料をご高覧いただけたらと思う。

その他、お手元の資料、スライド143「6月期末手当及び勤勉手当の報告」について、国家公務員の改定状況を勘案し、6月30日に基礎額2.15か月分を乗じて、特例措置を講じた額である0.15か月分相当額を減じて支給することとしたのでご報告させていただく。

この特例措置というのは、昨年12月のボーナスの取扱いについて、人事院勧告どおり、支給月数を0.15月引き下げるが、その引き下げる分は令和4年6月のボーナスから減額調整するということとされたことに準じた取扱いをしたものである。

全体を通して、質問、意見等あればご発言ください。

(質問・意見等なし)

それでは、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、7月25日月曜日の午後3時から開催を予定しているので、よろしくお願い申し上げます。

令和4年6月27日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 北 原 省 治

被 保 険 者 代 表 理 事 古 川 大